

高知工業高等専門学校における個人情報の保護管理者及び
保護担当者指定に関する規則

制 定 平成17年 4月 1日
一部改正 平成24年 6月25日
一部改正 平成25年 1月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年機構規則第65号）第6条及び第7条の規定に基づき、高知工業高等専門学校における個人情報の保護管理者及び保護担当者となるべき者を指定し、個人情報の適正な保護管理を図ることを目的とする。

(保護管理者及び保護担当者)

第2条 保護管理者及び保護担当者として指定する職は、下表のとおりとする。ただし、主事室、専攻科及び本科の保護担当者については、保護管理者の推薦を受け、校長が命ずる。
2 前項の保護管理者は、当該科等における保有個人情報を適切に管理する任に当たるものとし、保護担当者は、保護管理者を補佐し当該科等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

区 分	保護管理者	保護担当者
主事室	教務主事	教務主事補佐の中から1名
	学生主事	学生主事補佐の中から1名
	寮務主事	寮務主事補佐の中から1名
専攻科	機械・電気工学専攻主任	当該専攻科に所属する教員の中から1名
	物質工学専攻主任	当該専攻科に所属する教員の中から1名
	建設工学専攻主任	当該専攻科に所属する教員の中から1名
本 科	総合科学科学科長	当該学科に所属する教員の中から1名
	機械工学科学科長	当該学科に所属する教員の中から1名
	電気情報工学科学科長	当該学科に所属する教員の中から1名
	物質工学科学科長	当該学科に所属する教員の中から1名
	環境都市デザイン工学科学科長	当該学科に所属する教員の中から1名
図書館	図書館長	図書館副館長
地域連携センター	地域連携センター長	地域連携副センター長
情報処理センター	情報処理センター長	情報処理副センター長
教育研究支援センター	教育研究支援センター長	教育研究支援副センター長
教育改善推進室	教育改善推進室長	教育改善推進副室長
学生相談室	学生相談室長	学生相談副室長
環境マネジメント室	環境マネジメント室長	環境マネジメント副室長

高知工業高等専門学校における個人情報の保護管理者及び保護担当者指定に関する規則

キャリア支援室	キャリア支援室長	キャリア支援副室長
国際交流室	国際交流長	国際交流副室長（国際交流）
リスク管理室	リスク管理室長	総務課長
事務部	総務課長	総務係長
	学生課長	教務係長

- 附 則
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
この規則は、平成24年6月25日から施行する。
- 附 則
この規則は、平成25年1月1日から施行する。